

## 滋賀県と株式会社滋賀銀行との地域密着連携協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と株式会社滋賀銀行（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、県内産業の振興発展、地域の活性化および県民サービスの向上に資するため、以下のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲および乙がそれぞれ有する人的・物的・知的資源を有効に活用して協働することにより、県内産業の振興発展、地域の活性化および県民サービスの向上を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について取り組むものとする。

- (1) 新商品・新技術開発およびニュービジネス創出に関する事
- (2) 産学官金連携に関する事
- (3) 企業誘致に関する事
- (4) 中小企業の海外展開に関する事
- (5) 地産地消の推進および県産農畜水産物等の販路拡大に関する事
- (6) 観光の振興および地域のにぎわい創出に関する事
- (7) 公共施設の整備運営等における官民連携に関する事
- (8) 環境保全に関する事
- (9) 教育および子ども・青少年育成に関する事
- (10) 安全・安心に関する事
- (11) その他県内産業の振興発展、地域の活性化および県民サービスの向上に関する事

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するための具体的な取組内容および実施方法については、甲乙協議の上、取組毎に別途取り決める。

(協定内容の変更)

第3条 甲または乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲または乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(疑義の決定)

第5条 本協定に定めのない事項または本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成26年3月20日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事

**嘉田 由紀子** (署名)

乙 滋賀県大津市浜町1番38号

株式会社滋賀銀行

取締役頭取

**大道 良夫** (署名)